

外国人留学生県内就職促進事業委託業務

プロポーザル募集要領

令和4年2月

岐阜県 商工労働部 産業人材課

外国人留学生県内就職促進事業委託業務

プロポーザル募集要領

国内には、令和3年6月時点で約23万人（うち岐阜県には約1千人、隣県の愛知県には約1万人の外国人留学生（在留資格「留学」）が在留しており、このうち卒業後に国内での就職を目指す学生については、一定の専門知識や技術を有するとともに、海外への展開・取引拡大の要などとしても活躍することのできる高度人材（主に在留資格「技術・人文知識・国際業務」を想定）として、多くの県内企業から期待が寄せられています。

特に、本県の有効求人倍率は全国的にも高い水準で推移しており、県経済をけん引している製造業を始め、多くの企業で人手不足が顕在化していることから、国籍を問わず、優秀な人材の獲得を望む企業が増えています。

一方で、外国人留学生が日本で就職活動を行うにあたっては課題も多く、例えば、日本の就職活動・雇用制度に関する知識不足や、言語・文化の違いによるハンデを持つ留学生が少なくありません。

また、企業側でも、中小を中心に外国人雇用の知識に乏しく、受け入れ態勢が手薄な企業が多く、留学生に向けての企業情報の発信や採用活動が効果的に行われていない状況が散見されます。

さらに、本県では、名古屋圏へのストロー現象により、外国人留学生を含む若者の県外流出も顕著となっており、県内の教育機関（大学、専修学校、職業訓練校等）で学ぶ外国人留学生の県内定着に加え、県外からの呼び込みも大きな課題になっています。

そこで、県では、主に岐阜県及び愛知県の教育機関に在学している外国人留学生及びその採用に意欲的な県内企業を対象に、円滑な就職を促すための各種施策を講じることとしました。

本事業は、民間企業、その他法人又は法人以外の団体等のノウハウを活かして実施するものとし、については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

※留意事項

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和4年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立すること」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

なお、効力が発生しないことにより、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県においては、その損害について一切責任を負いません。

そのため、上記2つの条件が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。また、今後の予算協議の状況に応じ、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなります。

第1 募集の内容

1 委託業務名

外国人留学生県内就職促進事業委託業務

2 委託業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）まで

4 委託費の上限

8,824,406円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、企業と留学生との相互理解を深め、企業における留学生人材の確保を行うことができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）とします。

また、下記①～⑩の全てを満たすことを参加の要件とします。ただし、共同体にあつては、代表構成員が①を、構成員の少なくとも1者が⑩を、代表構成員を含むすべての構成員が②～⑩の全てを満たすことを参加の要件とします。

- ① 岐阜県内または愛知県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル評価会議開催日に、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受けていないこと
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑪ 過去3年以内に、国（国立大学法人を含む）、都道府県または市町村が発注する、日本人学生または外国人留学生の就職支援に関する事業を受託した実績があること。

2 企画提案書等の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式1に沿って作成してください。なお、使用する言語を日本語、通貨単位を日本円とし、日本工業規格A4縦型（提案書添付資料としてA3版使用可）で提出してください。

(1) 提案内容の有効性及び実現可能性

- ① 留学生向けセミナー（岐阜県内）
- ② 留学生向けセミナー（愛知県内）
- ③ 企業向けセミナー
- ④ 留学生インターンシップ・マッチング事業
- ⑤ プレ就活生向け合同企業説明会（WEB）
- ⑥ 就活生向け合同企業説明会（WEB）
- ⑦ 専用WEBサイト
- ⑧ ターゲティング広告（WEB、SNS）

⑨ 独自提案

(2) 事業を適正かつ確実に実施する能力

① 実施体制

※業務にあたる運営スタッフの人員体制、実施責任者及び業務担当者の業務実績や経験、能力等を具体的に記載してください。

② 業務実績

※就職支援事業や留学生を対象とした事業等の企画運営の実績について記載してください。

※その他、事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性（過去の類似事業 実績、スタッフの実績等）があれば記載してください。

※就職情報サイトを活用した広報等で、原稿提出時期、校了時期等が定まっている場合は、記載してください。

③ 見積内容

④ 社会的課題への取組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 募集要項等の公表・配布	令和4年2月4日(金)～令和4年2月25日(金)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年2月4日(金)～令和4年2月25日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和4年2月4日(金)～令和4年2月25日(金)
④ 企画提案書の受付	令和4年2月4日(金)～令和4年3月11日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年3月下旬(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和4年3月下旬(予定)

※配布及び受付日は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 募集要項等の配布

① 配布時間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 配布場所 岐阜県 商工労働部 産業人材課 外国人雇用対策係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階)

※募集要項等は、岐阜県庁ホームページからも入手できます。

「トップ/県政情報/入札公売/公募型プロポーザル」

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1)

※郵便等での配布は行いません。

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を電子メール（Microsoft Word のファイル形式で作成した質問文を添付してください。）またはFAXにて提出してください。

質問書受付期間は、**令和4年2月25日(金) 17時15分まで**です。期間を過ぎたものは、受け付けません。

② 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。ただし、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除きます。

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和4年2月4日(金)～令和4年2月25日(金)

8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出方法

・**令和4年2月25日(金) 17時15分まで**に持参又は郵送により、岐阜県商工労働部産業人材課に提出してください。

- ・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時15分までに岐阜県商工労働部産業人材課に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。
- ・電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

③ 提出書類

- ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・（別添2）
 - イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・・・（別添3）※共同体の場合のみ
 - ウ 共同体協定書の写し・・・・・・・・・・・・（別添4）※共同体の場合のみ
 - エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・（別添5）※共同体の場合のみ
- ※イ～エは、共同体の構成員毎に提出してください

④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の提出

① 提案書受付期間

令和4年2月4日(金)～令和4年3月11日(金)
8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提案方法

- ・令和4年3月11日(金)17時15分までに持参又は郵送により、岐阜県商工労働部産業人材課に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の17時15分までに岐阜県商工労働部産業人材課に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。
- ・電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

③ 提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1-1）
- ウ 社会的課題への取組み・・・・・・・・・・・・（様式1-2）
- エ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

※以下2点を合わせて提出してください。

- ・履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
- ・直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

※共同体として応募する場合、法人等概要書（様式2）及び「直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの」は、構成員毎に提出してください。

- オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

④ 提出部数

9部（原本1部、副本8部）

※副本8部のうち、4部は、企画提案書（様式1）及び見積書（様式1-1）で結構です。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、プロポーザル評価会議開催に必要な資料の提出を追加で求める場合がありますので、予めご了承ください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類を提出した場合

- イ 本事業評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - オ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
 - キ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - ク その他選定結果や評価の公平性に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、提案書を複数提出することができません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
 - エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず郵送物の追跡ができる「簡易書留」などとしてください。

(7) 見積書作成に際しての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ・見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額（消費税相当額）を加算した額を見積書に記載してください。
- ・一般管理費については、事業費の10%以内としてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「外国人留学生県内就職促進事業」委託業務プロポーザル評価会議が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時

令和4年3月下旬（予定）

※開催日時は、後日プロポーザル評価会議参加者に個別に通知します

※令和4年4月上旬の開催となる場合があります。

(2) 開催場所

岐阜県庁(岐阜市藪田南2丁目1番1号)または岐阜県シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南5-14-12)
(予定)

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内
その後、構成員からの質疑 10分間程度

(4) 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・参加人数は3名までとしてください。共同体の場合も、1共同体あたり3名までとします。
なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用するものとし、当日新たに資料を配布することはできません。また、当日は、パソコン、プロジェクター等の機材を用いてプレゼンすることはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価項目及び評価内容

別表1のとおり

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

県が別に定める「外国人留学生県内就職促進事業」委託業務プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 各構成員は、提案者から提出された企画提案書の内容について、別表1の評価基準に基づき、評価票に点数をつけます。

イ 各構成員が付けた評価基準点を提案者ごとに合計し、その合計点が高い順に順位を付けます。
ウ イの順位に応じて、提案者に順位点を付けます。順位点は、1位には提案者数と同一の点数、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。

なお、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

エ ウで付与された順位点を提案者ごとに集計し、順位点の合計点数を比較し、順位点の合計点数が最も高い者(以下「最高得点者」という。)を最優秀提案者として審議のうえ決定します。

オ 優秀提案者の決定に当たっては、アの各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(2) 複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

複数の最高得点者が生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、提案金額が同額である者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価を実施し、評価の結果が最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

なお、最低基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、該当者なしとします。

(4) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、最優秀提案者(契約交渉の相手方)が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称

- ③ 全提案者の評価点及び順位点※（得点順）
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議の構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- ※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しません。

第4 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

※ 今後の予算協議、県議会において、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなりますので、ご了承願います。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消し、解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者がいる場合、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を取消し、解除できるものとします。

なお、委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際に、受託者は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議開催日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、原則として契約を解除します。

第7 問合せ及び書類等の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁11階）

岐阜県 商工労働部 産業人材課 外国人雇用対策係

TEL 058-272-1111（内線3292）

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

（注意1）郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「外国人留学生県内就職促進事業委託業務」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

「外国人留学生県内就職促進事業」委託業務プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】（100点）＝【①提案内容の有効性及び実現可能性】（75点）
 ＋【②事業を適正かつ確実に実施する能力】（25点）

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する（100点満点）。

① 提案内容の有効性及び実現可能性

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 留学生向けセミナー、企業向けセミナー	・テーマ、内容、講師等は、企業及び留学生のニーズと合致しており、事業の目的を達成するのに適切なものとなっているか。 ・企業及び留学生への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
2 インターンシップ	・実施の時期や企業及び留学生を募集してからインターンシップを実施するまでの工程は、適切なものとなっているか。 ・企業及び留学生への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。 ・効果的にインターンシップを行うための工夫が提案されているか。 ・事前セミナー（木業向け及び留学生向け）のテーマ、内容、講師等は、事業の趣旨に合致した適切なものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
3 WEB合同企業説明会	・企業及び留学生への周知や募集の方法は、実現性があり、集客が期待できるか。 ・県内企業の魅力を留学生にPRするための工夫がされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
4 専用WEBサイト	・WEBサイトの閲覧者数を増やすためのPRの方法は、実現性があり、効果が期待できるか。 ・掲載するコンテンツや更新の頻度は、事業を広報するのに適切なものとなっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
5 ターゲティング広告	・対象者別に戦略性のある効果的な広告となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
6 独自提案	・県内就職につながる効果的な企画提案がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
小 計		75点満点				

② 事業を適正かつ確実に実施する能力

評価項目	評価基準	評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
2 業務実績	・本事業に類する事業の実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
3 見積内容	・事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
4 社会的課題への取組み	・「障がい者雇用」(1点)「仕事と家庭の両立支援」(3点)「若者の採用・育成」(1点)に積極的に取り組んでいるか。 ※該当する場合に加算(最大5点)	5点	4点	3点	2点	1点
小 計		25点満点				